

## 湖西市農業委員会議事録（12月）

|                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |            |          |       |            |          |       |            |  |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------|----------|-------|------------|----------|-------|------------|--|
| 招 集 年 月 日                                                                      | 令和5年12月15日（金）                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |            |          |       |            |          |       |            |  |
| 招 集 の 場 所                                                                      | 防災センター 2階                                                                                                                                                                                                                                                                          |                   |            |          |       |            |          |       |            |  |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                                           | 開 会                                                                                                                                                                                                                                                                                | 12月15日(金) 午後2時00分 |            |          |       |            | 議長       | 内山 吉朗 |            |  |
|                                                                                | 閉 会                                                                                                                                                                                                                                                                                | 12月15日(金) 午後2時42分 |            |          |       |            | 議長       | 内山 吉朗 |            |  |
| 出席並びに<br>欠 席 委 員<br><br>出席13名<br>(欠席1名)<br><br>凡例<br>○ 出 席<br>▲ 欠 席<br>▲公 公務欠席 | 議席<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                           | 氏 名               | 出席等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名   | 出席等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名   | 出席等<br>の 別 |  |
|                                                                                | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 菅沼 純一             | ○          | 9        | 山本 敬博 | ○          |          |       |            |  |
|                                                                                | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 内山 吉朗             | ○          | 10       | 山本 晴夫 | ▲          |          |       |            |  |
|                                                                                | 3                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 鈴木 真聡             | ○          | 11       | 石田 学  | ○          |          |       |            |  |
|                                                                                | 4                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 池田 雅美             | ○          | 12       | 柴田 克芳 | ○          |          |       |            |  |
|                                                                                | 5                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 疋田 晃久             | ○          | 13       | 太田 達男 | ○          |          |       |            |  |
|                                                                                | 6                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 河邊 勝彦             | ○          | 14       | 外山 雅子 | ○          |          |       |            |  |
|                                                                                | 7                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 石田 浩章             | ○          |          |       |            |          |       |            |  |
|                                                                                | 8                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 高須 俊夫             | ○          |          |       |            |          |       |            |  |
| 会 議 録 署 名 委 員                                                                  | 3 番                                                                                                                                                                                                                                                                                | 鈴木 真聡             |            |          |       | 12 番       | 柴田 克芳    |       |            |  |
| 職務のため出席<br>した者の職氏名                                                             | 局 長<br>副主任                                                                                                                                                                                                                                                                         | 工藤 崇裕<br>朝倉 麻貴    |            |          |       | 次 長        | 吉田 善行    |       |            |  |
| 会議に付した事件                                                                       | 1 開 会<br>2 会長あいさつ<br>3 議 題<br>議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議案第44号 非農地証明願について<br>4 報告事項<br>報告第33号 農地法第3条届出受理について<br>報告第34号 農地法第5条届出受理について<br>報告第35号 農地の耕作目的変更届出書受理について<br>報告第36号 農地用施設証明願受理について<br>報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について<br>5 その他<br>6 閉 会 |                   |            |          |       |            |          |       |            |  |
| 会 議 の 経 過                                                                      | 別 紙 の と お り                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |            |          |       |            |          |       |            |  |
| 備 考                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |            |          |       |            |          |       |            |  |



## 議 事 の 概 要

(令和 5 年 12 月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 10 番の山本晴夫委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 13 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんお久しぶりでございます。病気で倒れまして、手術後は自宅で体力の回復を考えながら生活してまいりました。こうして見ていただくと分かる通り体力そのものはだいぶ元に戻ったと自分では思っております。あまりきつい仕事はできませんが、会議を進める体力はあると思います。ただ、前にもお話ししたと思いますが、目の方も前から悪かったんですけど、視力が矯正しても出ないような状態がひどくなりまして、思うように進行できないところがあるかもしれませんけれど、精一杯やらさせていただきますのでご理解の方をお願いしたいと思います。それでは前置きが長くなりましたが、ただいまから湖西市農業委員会 12 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長をお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 3 番の鈴木真聡委員と 12 番の柴田克芳

---

委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

・はじめに、「議案第 42 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明の前に議案書の修正があります。資料 2 ページをご覧ください。申請番号 40 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 2 件です。

申請番号 41 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 41 番及び図面の No. 2 です。申請地は[ ]から[ ]に位置する利用権を設定していた農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[ ]にお住まいの方で、7522 m<sup>2</sup>の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についても里芋、さつまいも、パイナップルを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

12 月 5 日に松井推進委員と現地確認に行ってきました。申請地は現在[ ][ ]さんが[ ]さんの畑を借りて 10 年前くらいから耕作されています。玉ねぎ、じゃがいも、里芋などいろいろな野菜やビニールハウスでパイナップルなど作られていて、畑は綺麗な状態でした。[ ]さんのところに後継者がいないということで今回この農地を譲り受けるということです。ですので、今まで通り耕作するということが問題はないと思います。また、畑の中に、農業用倉庫が建てられていてここは申請から外れているんですけども、トラクターや農機具が入れてあって別途施設証明の申請をするということです。以上です。

事務局

続きまして申請番号 42 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 42 番及び図面の No. 3 です。申請地は、[ ]から[ ]に

---

位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は■■■■にお住まいの方で 3864 m<sup>2</sup>の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については芽キャベツ、大根を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員            12 日に藤下推進委員と現地確認に行つてまいりました。申請地は、地図で見てわかる通り、譲受人の自宅のすぐ北側になっていまして、その周辺の畑も耕作されているんですけども、この場所は現在、芽キャベツですかね、既に定植され綺麗に管理されていて、周りの農地との関係も問題ないと思います。以上です。

事 務 局            以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議        長            この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 42 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 43 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。本日、申請番号 52 番において山本敬博委員が該当しているため、2 つに分けて審議していきたいと思ひます。

それでは、申請番号 47 番から 51 番までを審議していきたいと思ひます。事務局から説明をお願いします。

---

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 6 件です。

申請番号 47 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 47 番、図面は No. 4 です。申請者は太陽光発電事業を営む者で、この度太陽光発電施設の建設をするための申請に及んだものです。申請地は[ ]から[ ]に位置する農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって 500m 以内に 2 種類以上の医療施設があることから第三種農地と判断いたしました。審査したところ、事業計画は、実測 1042.88 m<sup>2</sup>の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.58 m<sup>2</sup>を 172 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水対策は既設ヒューム管から既設水路へ排出させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、中部電力への接続検討も完了していること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

12 月 9 日に伊藤推進委員と現地を見てまいりました。ここは[ ]がある北側になります。以前までは横の地主の方が田んぼを耕作されていたんですけど、何年も前からもう作業するのもえらいということと、水が近くを流れているどぶ川みたいなところから汲み上げているような田んぼで数年前から耕作されておりました。今に至るまでは管理というか草刈りくらいはたまにされていたんですけども、草が全体に生えているような状態でした。今はこの案件が出てから指定の場所は草が綺麗に刈られて準備万端になっております。そういう条件ですので、太陽光をやるのも仕方がないかなと思い見てまいりました。以上です。

事務局

続きまして申請番号 48 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 48 番、図面は No. 5 です。申請者は、[ ]に本社を置き建設業を営む法人で、この度、[ ]を請け負うにあたり、残土処分場を設ける

ための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[ ]から [ ]  
[ ]のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用  
地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は、  
残土処分場のために工事期間と農地への復元期間を合わせて約 6 ヶ月一時  
転用する計画であり、転用期間及び転用規模は適当と思われます。また、申  
請地の選定に際し代替地の検討がされ、資金計画の見込みもあり転用の確実  
性も認められます。なお、事業完了後は、砂利や碎石を取り除き表土をなら  
し、良質な土の埋め戻しにより農地へ復元し、みかんを作付けする旨の耕作  
管理計画書が添付されており、以上のことから許可相当と考えます。内山会  
長、補足説明をお願いします。

内山会長

12月10日に佐原推進委員と現地を見てまいりました。現地は図面の方を見  
ていただくと分かるんですけども、[ ]の北側、[ ]に挟まれた  
過去[ ]事業で整備された[ ]分区にあたります。現地の方で  
すけども、地目は水田でございます。現状を見てまいりますと隣に2筆の農  
地がありますが、いずれも水田ということで、ほとんど畦畔も取り払われて  
おりまして、過去にはおそらく一体で耕作が行われていたものと思われます。  
現状を見る限り、本年は耕作されなかったような状況でございました。また、  
今回の申請に及んだ理由が、公共工事の残土の仮置き場ということで、期間  
も半年ということで、周囲の状況からみてもやむを得ないものとして判断し  
てきました。以上でございます。

事務局

続きまして申請番号49番について説明します。資料は議案書の4ページ、  
番号49番、図面はNo.6です。申請者は[ ]に住む者で自己用住宅を建設す  
るための申請に及んだものです。申請地は[ ]から[ ]の  
ところに位置し、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって500  
m以内に2種類以上の医療施設があることから第三種農地と判断いたしま  
した。審査をしたところ、住宅1棟83.22㎡を建築することとなっており、  
敷地面積に対して建蔽率22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思  
われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水については、下水道を経て

道路側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日伊藤推進委員と現地を見てまいりました。地図で見てもらうと分かる通り、[ ]を北側へ向かって[ ]の1番高いところの信号を過ぎたところを西へ入った辺りとなります。この辺は住宅がばらばらと建っていて、地元の方も畑を持っていたりするので、お孫さんが家を建てたりばらばら見られる地区であります。現場ですが、畑として使われているような状態ではなく、管理はされているようなところでした。近くに住宅があるんですけど、今回住宅を建てても問題ないような場所だと思います。南側が少し高台になっていまして、それもパンパスが植わっているので、土に関しても特に問題ないと思いました。以上です。

事務局

続きまして申請番号50番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号50番、図面はNo.7です。申請者は、[ ]に本社を置き太陽光発電事業を営む法人で、この度、先月許可済の太陽光発電施設設備設置工事に伴う資材搬入通路として使用するための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[ ]から[ ]のところに位置し、県道と宅地等に分断された小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、搬入通路のために工事期間と農地への復元期間を合わせて90日間一時転用する計画であり、転用期間及び転用規模は適当と思われる。また、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められます。なお、事業完了後は、整地作業に伴い草刈りをし、設置した鉄板は全て撤去し、その際は掘削した土を戻し法面は崩れないよう転圧をかけて復元すること、水稻の作付けをする旨の耕作管理計画が添付されていることから許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

これも先日伊藤推進委員と見てまいりました。ここは今説明があったよう

に、[REDACTED]の方に向かって通る道で、湖側は昔は田んぼだったんですけど、ほぼ今は荒れている状態で、田んぼとして耕作されているようなところは見受けられません。この中の一角で、ここは先月の定例会でもございましたが、いろいろここに至るまで問題があったというところで、当初の予定より規模が小さくなったというような感じですが、今の状態でおくよりかいのかというような気がして見てまいりましたが、特に家にぴったりくっついたようなところではないので、問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 51 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 51 番、図面は No. 7 です。申請者は、[REDACTED]に本社を置き太陽光発電事業を営む法人で、この度、先月許可済の太陽光発電施設設備設置工事を請け負うにあたり、資材搬入通路として使用するための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、県道と宅地等に分断された小集団の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、搬入通路のために工事期間と農地への復元期間を合わせて 60 日間一時転用する計画であり、転用期間及び転用規模は適当と思われます。また、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められます。なお、事業完了後は、整地作業に伴い草刈りをし、設置した鉄板は全て撤去し、その際は掘削した土を戻し法面は崩れないよう転圧をかけて復元すること、水稻の作付けをする旨の耕作管理計画が添付されていることから許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

これも先日伊藤推進委員と現地を見てまいりました。一つ前の 50 番と同じ業者で、先月案件が出たのが、50 番のもう少し東側で出ていたんですけど、それと同じ関連業者の申請です。先月も言いましたが、先月の太陽光やるって言っていたところが、道路法上の道路に接していなくて、進入が難しいという気がしていたんですけど、その解消策として、隣接する田んぼを転用で借りて、そこから工事を進めるというかたちになる話だと思います。現在は草が刈られて綺麗な状態となっていますが、やろうとしている田んぼの周りの人たちがみんなやらないので困ってそういう話になっているんだと思い

ます。以上です。

事 務 局            以上で、申請番号 47 番から 51 番までの説明を終わります。

議            長            この案件について何か質問はございますか。

山本委員            50、51 番に関して、進入路部分だけだこの広さは必要ないと思うんですけど、部分的な転用ではないのかというところをお聞きしたいです。

事 務 局            事務局への相談段階から事業者には、使う部分だけを申請地として申請してくださいという説明は行ったのですが、通路としての使用だけではなく、車両の旋回部分を合わせてこれだけ必要というところで、図面に旋回図を記載していただき、必要最小限を把握できるようにしていただいたうえで申請を受け付けました。

山本委員            そうのことですね。分かりました。

議            長            他にはございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、申請番号 47 番から 51 番につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして、申請番号 52 番について審議いたしますので、山本敬博委員の退室をお願いいたします。

（山本敬博委員退室）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事 務 局            申請番号 52 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 52 番、図面は No. 8 です。申請者は[REDACTED]に本社を置き太陽光発電事業を営む者で、この度太陽光発電施設の建設をするための申請に及んだものです。申請地は

---

から に位置する農地で、県道と宅地等に分断された小集団の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査したところ、事業計画は、実測 1417 m<sup>2</sup>の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.278 m<sup>2</sup>を 180 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。石田浩章委員、補足説明をお願いします。

石田委員

12 月 4 日に三浦推進委員と現地確認を行いました。申請地は西側の畑で、北側は道路、南側は竹藪、西側が畑と道路、東側は畑です。南側の道路と北側の道路の間には畑に行く道路があります。申請地は現在耕作されていなくて、草も刈ってあって綺麗な状態です。周りの畑や道路と同じ高さに畑があって、雨水は自然浸透で水路に流れていく予定です。また、畑の南側と東側には高さ 10 c m の壁版を設けて周りの土地に水が溢れないようにします。また、周辺農地や家にも影響ないと思いました。以上です。

事務局

以上で、申請番号 52 番の説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、申請番号 52 番につきまして、原案どおり承認することとします。

審議が終了しましたので、山本敬博委員の入室を認めます。

(山本敬博委員入室)

続きまして「議案第 44 号非農地証明願について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

非農地証明願について申請は3件です。申請番号6番から8番について一括して説明します。議案書の7ページから8ページ、番号6番から8番、図面のNo.9、別添資料1をご覧ください。申請者は、[REDACTED]にお住まい[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんです。申請地は[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置します。現状は山林で非農地となった経緯は、昭和49年に町道拡幅のため一部の土地が買収され、その後町道整備された結果道路との高低差が生じることとなり、農地への車の乗り入れができなくなりました。数年間はなんとか耕作を続けていたのですが、乗り入れができないため農機具の運搬が容易ではなく、また高齢化も重なり耕作がままならなくなり、次第に管理ができなくなっていました。その結果付近が山林であったこともあり、荒地となり雑木が成長したことで山林化し現在に至っておりますとのこと。つきましては、非農地証明の基準である、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。正田委員、補足説明をお願いします。

正田委員

12月13日に荻野推進委員と現地確認に行っていました。申請地というかこの辺一帯の畑ですが、説明にもあった通り、横の道が整備されたせいで、高低差が2mくらいできて、それ以来みんな耕作をやめたという経緯があります。今写真見てわかる通り、全面山林化していて農地に復旧困難でした。まとまった農地なのでこれから順番に出てくるものだと思います。以上です。

事務局

以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願い

---

いたします。全員の賛成によりまして、議案第 44 号につきましては、原案どおり承認することとします。続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 10 ページをご覧ください。報告事項第 33 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 12 ページをご覧ください。報告事項第 34 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 13 ページをご覧ください。報告事項第 35 号について、農地の耕作目的変更届書受理による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 15 ページをご覧ください。報告事項第 36 号について、農地用施設証明願受理による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 16 ページをご覧ください。報告事項第 37 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきくださ

---

い。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局            次回の定例会は、1月15日（月）午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

議長            他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会12月定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉会時間          午後 2時42分

---

---

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内 山 吉 朗

委 員 鈴 木 真 聡

委 員 柴 田 克 芳

